



国 第 2 6 5 5 号

令和 7 年 1 月 7 日

八千代市国民健康保険事業の運営に関する協議会

会 長 渋谷 哲 様

八千代市長 服 部 友 則



国民健康保険事業の運営に関する事項の諮問について

貴協議会におかれましては平素より本市国民健康保険事業の運営に関しご指導、ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

下記のとおり国民健康保険事業の運営に関する事項について諮問いたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

記

諮問第 1 号 国民健康保険料の賦課限度額の改正について

(内容)

令和 7 年度税制改正大綱の閣議決定により「国民健康保険法施行令」の一部改正が予定されていることに伴い、令和 7 年度以降の国民健康保険料の賦課限度額について、基礎賦課限度額を現行の 65 万円から 66 万円に、後期高齢者支援金等賦課限度額を現行の 24 万円から 26 万円に、それぞれ引き上げるものです。